

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人日本教育再興連盟(以下「法人」という。)定款第19条の規定に基づき、法人役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

### (役員)

第2条 この規定で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

### (報酬)

第3条 この法人は、役員は、原則無給とする。

### (適用除外)

第4条 職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

### 付 則

1. この規程は2021年9月28日から施行する。